

特定一般教育訓練給付制度の活用について

詳細はご自身の住所地を管轄するハローワークにおたずねください。

特定一般教育訓練制度とは

特定一般教育訓練制度とは、一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練(特定一般教育訓練)を受講し、修了等した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です。教育訓練給付金の各種申請は、ご自身の住所地を管轄するハローワークで受付しています。

静岡県が実施する特定一般教育訓練講座

1. 主任介護支援専門員研修
指定番号：2222006-2410013-3
2. 主任介護支援専門員更新研修
指定番号：2222006-2410023-6

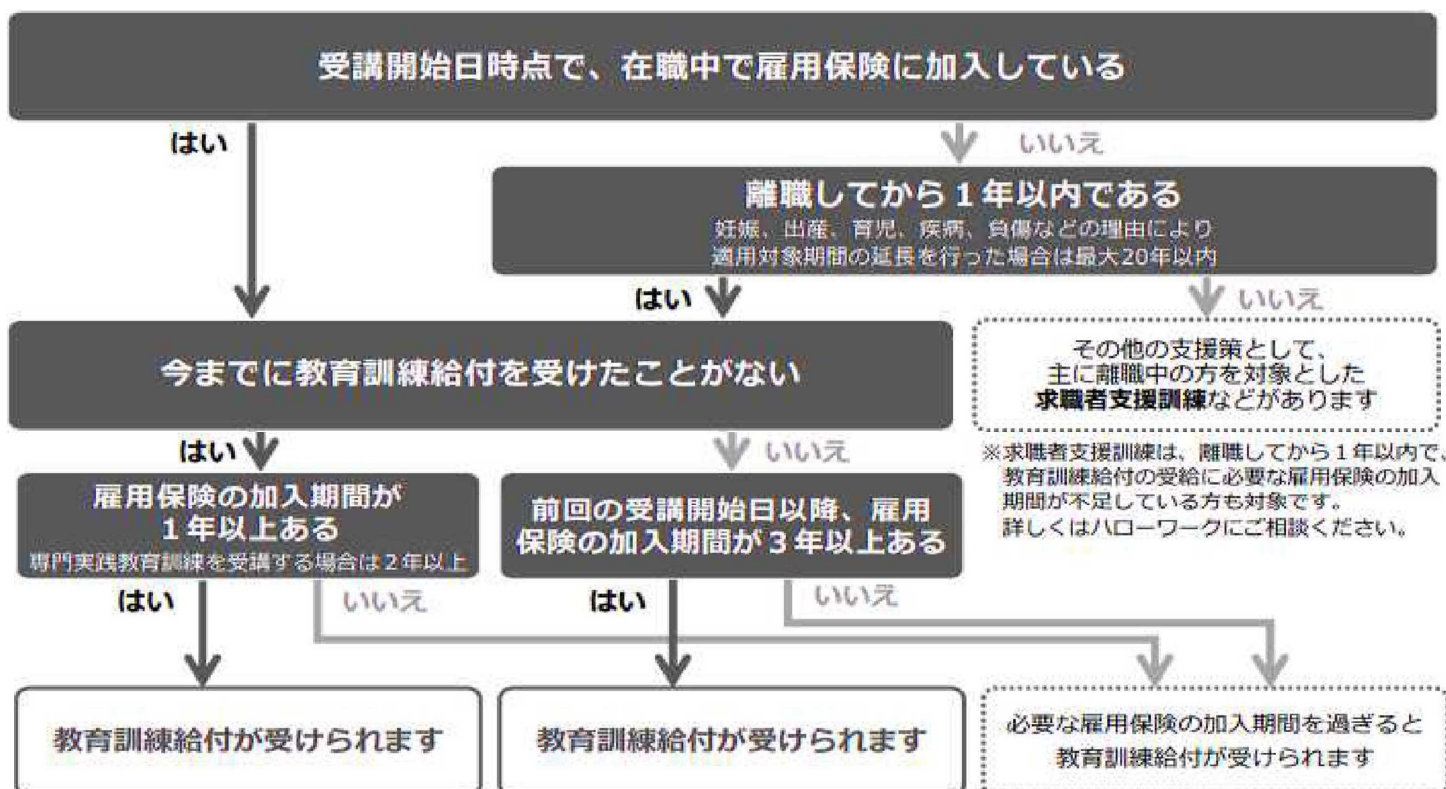


支給対象者

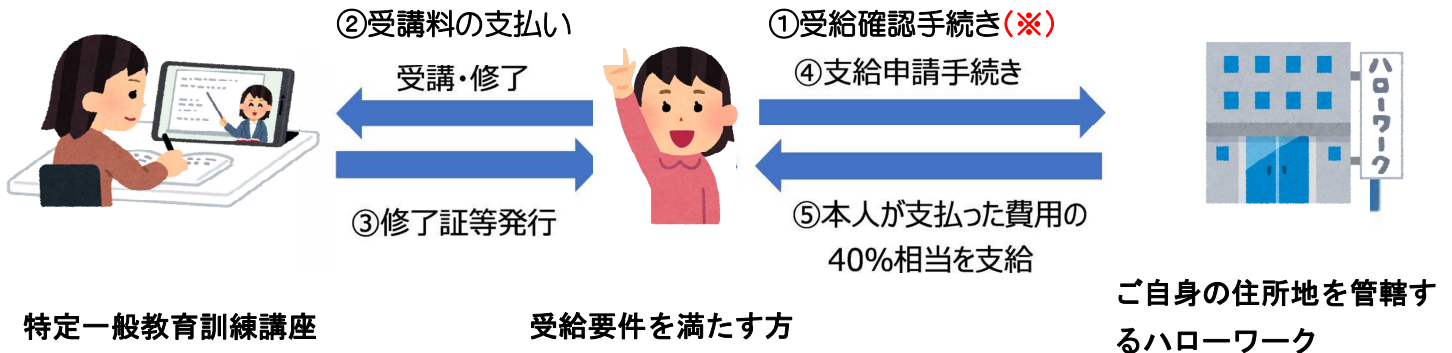
※ 受給対象か否かはご自身の住所地を管轄するハローワークで照会することができます。

教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



申請手続きの流れ



(※) 受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受けてジョブ・カードを作成し、受給確認申請をする必要があります。

特定一般教育訓練制度の活用をお考えの方



厚生労働省発行リーフレット
「特定一般教育訓練の「教育訓練給付金」のご案内」を参照してください。

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001529624.pdf>

問合せ先

教育訓練給付金の各種申請は、ご自身の住所地を管轄するハローワークで受付しています。
申請に関する内容につきましては、ハローワークにお尋ねください。

静岡県内のハローワーク一覧



ハローワーク一覧へのリンク

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hw/hw-annai.html#HW>